

広島県個別労働関係紛争のあっせんに関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年三月二十二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県条例第二十八号

広島県個別労働関係紛争のあっせんに関する条例の一部を改正する条例

広島県個別労働関係紛争のあっせんに関する条例（平成十三年広島県条例第三十三号）の一部を次のように改正する。

第一条中「特定独立行政法人等の労働関係に関する法律」を「特定独立行政法人の労働関係に関する法律」に改める。

第七条ただし書中「特定独立行政法人等の労働関係に関する法律第二条第四号」を「特定独立行政法人の労働関係に関する法律第一条第二号」に改める。

附 則

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。